

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【公開番号】特開2016-51331(P2016-51331A)

【公開日】平成28年4月11日(2016.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-022

【出願番号】特願2014-176321(P2014-176321)

【国際特許分類】

G 06 F 1/16 (2006.01)

【F I】

G 06 F	1/00	3 1 2 J
G 06 F	1/00	3 1 2 L
G 06 F	1/00	3 1 2 S
G 06 F	1/00	3 1 2 G

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月28日(2017.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機器外部と連結する連結装置の引掛部材が貫通する第一の開口部が設けられた第一の端部と、前記第一の端部と交差し凹部が設けられた第二の端部とを有し、キーモジュールの少なくとも一部が収容されている第一の筐体と、

少なくともフック部が設けられた第一の部分と、前記第一の部分から前記第一の筐体の前記第二の端部に向かって突出して前記凹部に収容された第二の部分とを有し、前記第二の端部に沿って延びたヒンジ部を介して前記第一の筐体に回転可能に接続された第二の筐体と、

前記フック部を介して前記第二の筐体に着脱可能に取り付けられ、表示装置の少なくとも一部が収容されている第三の筐体と、

前記第二の端部に沿って延び、前記第三の筐体が前記第二の筐体の前記フック部にロックされる第一の位置と、前記第三の筐体の前記フック部によるロックが解除可能となる第二の位置との間で移動可能に前記第一の筐体と前記第二の筐体の前記第二の部分とに亘って設けられ、前記引掛部材が前記第一の開口部を貫通した状態では前記第一の位置から前記第二の位置への移動が抑制されるよう構成された第一の可動部材と、

を備えた、電子機器。

【請求項2】

少なくとも一部が前記第一の可動部材と前記第二の端部に沿う方向に重なり前記第一の位置でロックする第三の位置と、前記一部が前記第一の可動部材から前記第一の端部に沿う方向に離間して前記ロックを解除する第四の位置との間で移動可能に前記第一の筐体の前記第一の端部に支持され、前記引掛部材が前記第一の開口部を貫通した状態では前記第三の位置に留められる第二の可動部材を備えた、請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記フック部を有し、前記第一の可動部材と連動して移動可能に前記第二の筐体の前記第二の部分に支持された第三の可動部材を備えた、請求項1に記載の電子機器。

【請求項4】

前記第一の可動部材は、前記第二の端部に沿って延びた軸部を有し、  
前記軸部は、前記ヒンジ部の円筒状のシャフト部の筒内に挿入されている、請求項1に  
記載の電子機器。

【請求項5】

前記第一の可動部材が前記第一の位置に位置された状態では、前記軸部の前記第一の端部側の第三の端部が前記シャフト部の前記第一の端部側の第四の端部と連なり、

前記第一の可動部材が前記第二の位置に位置された状態では、前記第三の端部が前記第四の端部から前記第二の可動部材が設けられる空間内に突出する、請求項4に記載の電子機器。

【請求項6】

機器外部と連結する連結装置の引掛部材が貫通する第一の開口部が設けられた第一の端部と、前記第一の端部と交差し凹部が設けられた第二の端部とを有した第一の筐体と、

少なくともフック部が設けられた第一の部分と、前記第一の部分から前記第一の筐体の前記第二の端部に向かって突出して前記凹部に収容された第二の部分とを有し、前記第二の端部に沿って延びたヒンジ部を介して前記第一の筐体に回転可能に接続された第二の筐体と、

前記フック部を介して前記第二の筐体に着脱可能に取り付けられる第三の筐体と、

前記第二の端部に沿って延び、前記第三の筐体が前記第二の筐体の前記フック部にロックされる第一の位置と、前記第三の筐体の前記フック部によるロックが解除可能となる第二の位置との間で移動可能に前記第一の筐体と前記第二の筐体の前記第二の部分とに亘って設けられ、前記引掛部材が前記第一の開口部を貫通した状態では前記第一の位置から前記第二の位置への移動が抑制されるよう構成された第一の可動部材と、

少なくとも一部が前記第一の可動部材と前記第二の端部に沿う方向に重なり前記第一の位置でロックする第三の位置と、前記一部が前記第一の可動部材から前記第一の端部に沿う方向に離間して前記ロックを解除する第四の位置との間で移動可能に前記第一の筐体の前記第一の端部に支持され、前記引掛部材が前記第一の開口部を貫通した状態では前記第三の位置に留められる第二の可動部材と、

前記フック部を有し、前記第一の可動部材と連動して移動可能に前記第二の筐体の前記第二の部分に支持された第三の可動部材と、

を備えた、装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

実施形態の電子機器は、例えば、第一の筐体と、第二の筐体と、第三の筐体と、第一の可動部材と、を備える。第一の筐体は、機器外部と連結する連結装置の引掛部材が貫通する第一の開口部が設けられた第一の端部と、第一の端部と交差し凹部が設けられた第二の端部とを有し、キーモジュールの少なくとも一部が収容されている。第二の筐体は、少なくともフック部が設けられた第一の部分と、第一の部分から第一の筐体の第二の端部に向かって突出して凹部に収容された第二の部分とを有し、第二の端部に沿って延びたヒンジ部を介して第一の筐体に回転可能に接続される。第三の筐体は、フック部を介して第二の筐体に着脱可能に取り付けられ、表示装置の少なくとも一部が収容されている。第一の可動部材は、第二の端部に沿って延び、第三の筐体が第二の筐体のフック部にロックされる第一の位置と、第三の筐体のフック部によるロックが解除可能となる第二の位置との間で移動可能に第一の筐体と第二の筐体の第二の部分とに亘って設けられ、引掛部材が第一の開口部を貫通した状態では第一の位置から第二の位置への移動が抑制されるよう構成される。